

尼崎市情報公開・個人情報保護

審査委員会答申

(答申第17号)

答 申

第1 本審査委員会の結論

尼崎市長（以下「実施機関1」という。）が、平成22年7月8日付け尼広第2500号の2で行った公文書部分開示決定処分（以下「本件部分開示決定処分1」という。）平成22年7月8日付け尼産振第2220号-2で行った公文書部分開示決定処分（以下「本件部分開示決定処分2」という。）平成22年7月7日付け尼し第1980号の2で行った公文書部分開示決定処分（以下「本件部分開示決定処分3」という。）及び平成22年7月8日付け尼再第19号の2で行った公文書部分開示決定処分（以下「本件部分開示決定処分4」という。）並びに尼崎市自動車運送事業管理者（以下「実施機関2」という。）が平成22年7月8日付け尼交総252号の2で行った公文書部分開示決定処分（以下「本件部分開示決定処分5」という。）において、非公開とした部分のうち、次のものは公開すべきである。その余の部分について非公開とした決定は妥当である。

なお、審議の途中で、各実施機関から本審査委員会に追加提出された文書についても、本審査委員会において開示・不開示の判断を行ったので、その結果も併せて次に示す。

1 本件部分開示決定処分1について（企画財政局広報担当：㈱エフエムあまがさき）

第5期の取締役及び監査役の「担当又は主な職業」欄、第7期の第3号議案の「現任役員の氏名」、同第3号議案の取締役及び監査役候補者名簿の「氏名」欄「役職」欄、第8期の第2号議案の候補者名簿の「氏名」欄「役職」欄、第10期の第2号議案の候補者名簿の「氏名」欄「役職」欄、第11期の第3号議案の本文の「取締役氏名」、同議案の候補者名簿の「氏名」欄「役職」欄、第12期の第2号議案の候補者名簿の「氏名」欄「役職」欄、同議案の取締役候補者（新任）の略歴の「氏名」欄「略歴」欄のうち「出身校及び生年月日以外」、平成20年度第5回取締役会議事録の議案（第1～3号議案）のうち「発言者」部分「清算人氏名」「監査役氏名」、同会議録第2号議案の「3行目3文字目から3文字」部分「3行目30文字目から3文字」部分、同会議録の報告事項のうち報告の「発言者」部分、同議事録の出席取締役及び出席監査役の「代表取締役専務氏名」「取締役氏名」「監査役氏名」、臨時株主総会議事録の本文の「出席者氏名」、同議事録の決議事項（第1～3号議案）の「発言者」部分「発言内容」部分、同議事録の記名押印欄の「代表取締役専務」氏名「取締役」氏名「監査役」氏名「清算人」氏名、清算決算報告書の「代表清算人」氏名、監査報告書の「監査人」氏名（印影除く）、清算財産目録の資産の部の摘要欄のうち「9行目」、負債の部の摘要欄のうち「2行目」、売掛金細目の相手先欄のうち「9行目」「27行目」、未払金細目の支払先欄のうち「40行目」

2 本件部分開示決定処分2について（産業経済局産業振興課：㈱エーリック）

当初開示文書

平成12年度定時株主総会招集通知書に係る文書のうち6ページの「1～5行目」、同ページの上段の表内の「項目名」部分「単位」部分、同表内のデータ部分の「1行目全列」「2行目

全列」 同表下の「3行分」 7ページの「1行目」 同ページの上段の表内の「項目名」部分、 同表内のデータ部分の「1行目全列」「2行目全列」「3行目4列目」「4行目4列目」、平成13年度定時株主総会招集通知書に係る文書のうち6ページの下段の表上の「1行」及び同表の「全部」、平成14年度定時株主総会招集通知書に係る文書のうち6ページの下段の表上の「1行」、同表の「全部」及び同表下の「1行」、平成15年度定時株主総会招集通知書に係る文書のうち7ページの下段の表上の「1行」及び同表の「全部」、平成16年度定時株主総会招集通知書に係る文書のうち7ページの下段の表上の「1行」及び同表の「全部」、平成17年度定時株主総会招集通知書に係る文書のうち7ページの下段の表上の「1行」及び同表の「全部」、平成18年度定時株主総会招集通知書に係る文書のうち6ページの上段の表上の「1行」、同表の「全部」及び同表下の「1行」、平成19年度定時株主総会招集通知書に係る文書のうち6ページの上段の表上の「1行」、同表の「全部」及び同表下の「1行」、平成20年度定時株主総会招集通知書に係る文書のうち6ページの上段の表上の「1行」及び同表の「全部」、平成21年度定時株主総会招集通知書に係る文書のうち6ページの上段の表上の「1行」及び同表の「全部」

追加提出文書

- ア 取締役候補者及び監査役候補者の「生年月日」は不開示。
- イ 尼崎市職員（元職員含む）あるいは他の自治体職員（元職員含む）を除く取締役候補者及び監査役候補者の「略歴」のうち現任又は現在に至る部分を除く箇所は不開示。
- ウ 会計監査法人に対する報酬等の額のうち支払額は不開示。
- エ 取締役及び監査役の報酬等の額のうち役員数が1人又は2人の場合の報酬等の額(他の情報により個人を特定する報酬となる箇所を含む)は不開示。
- オ 会計監査人の状況のうち報酬等の額は不開示。
- カ ア～オ以外は全て開示

3 本件部分開示決定処分3について（産業経済局しごと支援課：尼崎中高年事業㈱）

次に示す取締役候補者又は監査役候補者のうち尼崎市の職員又は元職員であった場合の略歴及び他の法人等の代表状況等

第17期の第2号議案の取締役候補者及び第3号議案の監査役候補者、第18期の第2号議案の取締役候補者、第19期の議案の取締役候補者、第20期の第3号議案の取締役候補者及び第4号議案の監査役候補者、第21期の第3号議案の取締役候補者、第23期の第3号議案の取締役候補者及び第4号議案の監査役候補者、第24期の第2号議案の取締役候補者及び第3号議案の監査役候補者、第25期の第2号議案の取締役候補者、第26期の第2号議案の取締役候補者及び第3号議案の監査役候補者、第27期の第3号議案の取締役候補者及び第4号議案の監査役候補者

4 本件部分開示決定処分4について（都市整備局市街地整備室再開発調整担当：尼崎都市開発㈱、

アミング開発㈱)

尼崎都市開発㈱

ア 当初開示文書

平成12年度営業報告書の8ページ上段の表上の「1行」及び同表の「全部」並びに同ページ下段の表内の借入先列の「2行目」、平成13年度営業報告書の9ページ上段の表上の「1行」及び同表の「全部」並びに同ページ下段の表内の借入先列の「2行目」、平成14年度営業報告書の7ページ上段の表上の「1行」及び同表の「全部」並びに同ページ下段の表内の借入先列の「2行目」、平成15年度営業報告書の8ページ上段の表上の「1行」及び同表の「全部」並びに同ページ下段の表内の借入先列の「1行目」、平成16年度営業報告書の8ページ上段の表上の「1行」及び同表の「全部」並びに同ページ下段の表内の借入先列の「1行目」、平成17年度事業報告の8ページ上段の表上の「1行」及び同表の「全部」並びに同ページ下段の表内の借入先列の「1行目」、平成18年度事業報告の9ページ上段の表上の「1行」及び同表の「全部」並びに同ページ下段の表内の借入先列の「1行目」、平成19年度事業報告の8ページ上段の表上の「1行」及び同表の「全部」並びに同ページ下段の表内の借入先列の「1行目」、平成20年度事業報告の8ページ上段の表上の「1行」及び同表の「全部」並びに同ページ下段の表内の借入先列の「1行目」

イ 追加提出文書

平成21年度事業報告の1～3ページ及び8ページの「全部」、9ページ上段の表上の「1行」及び同表の全部、同ページ下段の表上の「1行」、同表のうち借入先列の「2～9行目」を除く部分全て

アミング開発㈱

平成12年度営業報告書の6ページ最上段の表上の「1行」及び同表の「全部」並びに同ページ中段の表上の「1行」、同表の「全部」及び同表下の「1行」並びに同7ページの「最終行」、平成13年度営業報告書の5ページ最上段の表上の「1行」、同表の「全部」及び同表下の「1行」並びに同6ページの「最終行」、平成14年度営業報告書の5ページ最上段の表上の「1行」、同表の「全部」及び同表下の「1行」並びに同6ページの「最終行」、平成15年度営業報告書の6ページ最上段の表上の「1行」、同表の「全部」及び同表下の「1行」並びに同7ページの「最終行」、平成16年度営業報告書の6ページ最上段の表上の「1行」及び同表の「全部」並びに同ページ中段の表上の「1行」、同表の「全部」及び同表下の「1行」並びに同7ページの「最終行」、平成17年度営業報告書の6ページ最上段の表上の「1行」及び同表の「全部」並びに同ページ中段の表上の「1行」、同表の「全部」及び同表下の「1行」並びに同7ページの「最終行」、平成18年度営業報告書の4ページの「1～3行目」、4行目の「1～11文字目」及び「最終文字」、同ページ上段の表上の「1行」、同表内の「1～3行目」及び「2列目の4～13行目」、同5ページ最上段の表上の「1行」、同表中の「3行3列目及び4行3列目以外の全部」及び同表下の「1行」、同ページ中段の表上の「1行」、同表中の「2行2列目以外の全部」及び同表下の「1行」、同ページ最下段の表上の「3行」、同

表の「全部」及び同表下の「1行」、平成19年度営業報告書の4ページ中段の表上の「1行」、同表中の「2行2～3列目及び3行2～3列目以外の全部」並びに同表下の「1行」、同ページ最下段の表上の「1行」、同表中の「2行2列目以外の全部」及び同表下の「1行」、平成20年度営業報告書の4ページ中段の表上の「1行」、同表中の「2行2～3列目及び3行2～3列目以外の全部」並びに同表下の「1行」、同ページ最下段の表上の「1行」、同表中の「2行2列目以外の全部」及び同表下の「1行」、平成21年度営業報告書の4ページ中段の表上の「1行」、同表中の「2行2～3列目及び3行2～3列目以外の全部」並びに同表下の「1行」、同ページ最下段の表上の「1行」、同表中の「2行2列目以外の全部」及び同表下の「1行」

5 本件部分開示決定処分5について（交通局総務課：交通事業振興株）

財務諸表と役員及び役員の交代に関わる資料について追加提出された文書すべて。

第2 異議申立ての趣旨及び理由

異議申立人が異議申立書及び意見陳述で主張している要旨は、次のとおりである。

尼崎市情報公開条例（以下「条例」という。）は、「市民の知る権利を具現化するため（中略）実施機関の保有する情報の一層の公開を図り（中略）市民の的確な理解と批判の下にある公正で開かれた行政を推進し、市民による市政への参画を進めるのに資する」ことを目的として策定されている。

本件開示請求に係る株エーリック、株エフエムあまがさき、尼崎都市開発株、尼崎中高年事業株、及び尼崎交通事業振興株は、外形的には営利法人となっているが、市の出資や財政的援助などによって、市はその経営に関して実質的に主導的な立場にある。つまり、市が債務保証を含む資金、人的資源、さまざまな便益等の提供などを通じて経営に関与しながら、市民への様々な利便等の提供に資する当該各団体は、実質的に市の実施機関に相当し、わたしたち市民は利害関係者であり、結果、市民は当該各団体に対する債権者に相当することとなる。

また当該各団体は、地方自治法第252条の37第1項及び尼崎市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査の対象となっているが、当該各団体が対象となっている事実は、先述の「当該団体が市の実施機関に実質的に相当する」ことを裏付けるものであり、逆に、包括外部監査人が当該団体を対象とした趣旨は、当該団体は、一般の民間法人とは異なり、市は経営に関与すると同時に、当該各団体の経営状況は、財務的、人的等、様々な側面から市に影響を及ぼしうることを考慮したためと思料する。

さらに、平成19年1月策定の「外郭団体の統廃合及び経営改善について - 外郭団体の自立経営に向けた市の取り組み方針 - 」にも「情報公開の推進」が謳われており、情報公開制度の整備を外郭団体に要請するとともに、役員及び職員の給与水準等の公開も進めることとされている。

こうした、背景を踏まえた時、市の実施機関に相当するにも関わらず、当該各団体の資金の借入れ先、株式の状況、役員及びその交代、所有財産及び所有財産処分に關わる資料を、個人の権利利益及び企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとして不開示とする決定

は、当該各団体の実質的な役割や、市民が利害関係者となっている当該各団体の生い立ち及び組織の性格等を考慮しておらず、情報公開制度の目的・趣旨を理解することなく、条文を皮相的にとらえているに過ぎない。

また個人情報保護を理由に不開示とされている情報も、有価証券報告書等では通常開示されている範囲である。私たち市民は、市を通じて、当該各団体に投資を行っている立場であるとも言え、こうした立場にある市民は、経営陣に経営を任せている以上、どのような経営陣がどのような体制でいくらのコストで事業を展開しているのかを詳細に知る必要がある。こうした理由から部分開示とされる決定は承服できない。

次に、所有資産及びその処分等の資料など、資料不存在を理由に不開示となっている決定についてであるが、当該各団体は、実施機関が行うべき役割を担うために、市から資金、人的、便益等のいわゆる経営資源等の提供を受け、事業を行っている。その当該団体に対し、経営の管理監督を行うために、所管となる部局は、いわゆる「ヒト・モノ・カネ」の情報を把握する必要があることは言うまでもない。今回の情報公開請求において求めたのは、管理監督機関として当然保有すべき情報に他ならない。

もとより、私たち市民は、必要とすべき情報をどの実施機関が保有しているか事前にわからないことを言うまでもない。このことは、市でも明らかにわかることである。

また条例第25条では、市が出資している法人について、情報公開を行うための必要な措置を講ずるように努め、そして、市は出資法人にそのための指導を行う旨、記載されている。この記載の通り、当該団体を所管する実施機関は、情報公開を促し、指導しうる立場にある。

つまり、当該各団体経営の管理監督責任及び当該各団体の積極的な情報公開に係る指導的な立場を考慮すると、所管する実施機関は、当該各団体における情報公開請求に係る資料の存否の判断において、善意の第三者たりえない。

さらに情報公開制度の趣旨、情報の所在・存否の判断において、実施機関は市民とは比較にならないほど有利である事実、加えて、そうした中で開かれた市政を進めていかなければならないことなどを鑑みた時、経営の管理監督責任を担う立場である実施機関が、本来、自らが持つべき情報で、実際には保有していない情報があるということが情報公開請求で明らかになった場合、当該各団体に照会し、入手し、情報公開に供することが求められるのではないか。

また、同じ実施機関でも、担当部門が異なると同種の情報でも開示されている場合と開示されていない場合がある。情報公開を求める側からすれば、最も開示されているところを基準として開示不開示の決定が必要と考える。

加えて、実施機関のある担当部門から開示請求後に実施機関ではなく直接当該法人に請求すれば出すことはできた旨の話を頂いたが、市民にとってはどこにどういう情報がわからないのが通常であり、単に文書がないから不開示とするのではなく、開示請求の受付窓口で、あるいは受け付けた後でも手続きのやり直し等のアドバイスがあつてしかるべきと考える。

第3 実施機関の主張要旨

1 企画財政局秘書室広報担当

実施機関1のうち企画財政局秘書室広報担当(以下「広報担当」という。)の不開示理由説明書及び意見聴取時の主張の要旨は、次のとおりである。

借入の具体的内容について

異議申立人が請求した平成12～21年度の(株)エフエムあまがさきに係る借入れの具体的内容として広報担当が特定した文書のうち第5期の資金調達の状況第6～13期の借入金の増減、主要な借入先及び借入額について、借入先の部分を不開示とした。当該不開示部分は借入れという事業活動に係る秘密に属する情報であり、条例第7条第3号ア「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当すると判断し、不開示としたものである。

なお、実施機関から各外郭団体に対し積極的な情報公開を依頼したところ、(株)エフエムあまがさきからは、平成14年4月1日以降の定款と営業報告書は閲覧に供するとの回答を得たことから、平成14年4月1日以降の営業報告書に記載のある借入の内容は開示しているが、それより過去の分については、上記理由により不開示としている。

所有資産及び所有資産処分の具体的内容について

異議申立人が請求した平成12～21年度の(株)エフエムあまがさきに係る所有資産及び所有資産処分の具体的内容として広報担当が特定した文書のうち「清算決算報告書のうち代表清算人。清算決算報告書の附属明細書のうち 売掛金回収の明細 資産処分の明細 清算経費の明細 監査役。清算貸借対照表・清算財産目録のうち 清算財産目録 現金・預金細目 売掛金細目 未収入金細目 未払金細目」については、個人名、取引先名、給与関係、債務者名、支払先名の部分を不開示とした。個人名及び収入関係は個人に関する情報であり、条例第7条第2号「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」に該当すると判断したものである。取引先名、債務者名及び支払先名は事業活動に係る秘密に属する情報であり、条例第7条第3号アに該当すると判断し、不開示としたものである。

役員及び役員の交代について

異議申立人が請求した平成12～21年度の(株)エフエムあまがさきに係る役員及び役員交代に関わる資料として広報担当が特定した文書のうち「第5期の取締役及び監査役、第7～11期の取締役等選任の議案、平成20年度第5回取締役会議録、臨時株主総会議事録」については、取締役の担当又は主な職業、取締役等候補者の氏名、役職及び会議録の内容を不開示とした。担当又は主な職業、氏名及び役職は個人に関する情報であり、条例第7条第2号に該当すると判断し、また会議録の内容は事業活動に係る秘密に属する情報であり、条例第7条第3号アに該当すると判断し、不開示としたものである。

文書不存在について

異議申立人が請求した平成12～21年度の(株)エフエムあまがさきに係る所有資産及び所有資

産処分 of 具体的内容として広報担当が特定した文書のうち「平成12年度の固定資産取得及び処分並びに減価償却費の明細」については、実施機関は所有していないことから文書不存在として不開示としたものである。

2 産業経済局産業振興課

実施機関1のうち産業経済局産業振興課（以下「産業振興課」という。）の不開示理由説明書及び意見聴取時の主張の要旨は、次のとおりである。

産業振興課は、異議申立人が請求した平成12～21年度の(株)エーリックに係る財務諸表、借入れの具体的内容、役員及び役員の交代に関わる資料の一切を(株)エーリックの定時株主総会招集通知書（第16～19回）に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（第16～19回）、主要な借入先、取締役及び監査役の状況として文書を特定した。

株式の状況

産業振興課が特定した文書のうち株式の状況については、株主名及び持ち株数など各法人等に関する情報が含まれており、条例第7条第3号アに該当すると判断し、不開示としたものである。

従業員の状況

産業振興課が特定した文書のうち従業員の状況については、従業員（数名）に係る平均年齢及び平均勤続年数などに関する情報が含まれており、条例第7条第2号に該当すると判断し、また従業員の状況については異議申立人が請求した文書でないことから不開示処分としたものである。

文書不存在について

「所有資産及び所有資産処分の具体的内容」については、管理監督機関として実施機関1が保有すべきものに該当しないと判断に基づき実施機関1は所有していないため、文書不存在として不開示としたものである。

3 産業経済局しごと支援課

実施機関1のうち産業経済局しごと支援課（以下「しごと支援課」という。）の不開示理由説明書及び意見聴取時の主張の要旨は、次のとおりである。

役員及び役員の交代について

異議申立人が請求した平成12～21年度の尼崎中高年事業(株)に係る役員及び役員交代に関わる資料としてしごと支援課が特定した文書の「平成12～21年度 of 取締役及び監査役 of 情報」のうち生年月日、住所及び略歴は条例第7条第2号に該当すると判断し、不開示とした。但し、取締役や監査役が公務員の場合は条例第7条第2号ウ「当該個人が公務員等又は指定管理者 of 当該指定に係る業務に従事する者である場合において、当該情報がその職務 of 遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等又は指定管理者 of 当該指定に係る業務に従事する者の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当するため開示とした。

監査役 of 報酬について

上記のしごと支援課が特定した文書の「平成13、14、16年度 of 取締役及び監査役に支

払った報酬の額」のうち監査役の支給額については、監査役1人分の報酬額であり、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2号及び第3号アに該当すると判断し、不開示としたものである。

4 都市整備局市街地整備室再開発調整担当

実施機関1のうち都市整備局市街地整備室再開発調整担当（以下「再開発調整担当」という。）の不開示理由説明書及び意見聴取時の主張の要旨は、次のとおりである。

再開発調整担当は、異議申立人が請求した平成12～21年度の尼崎都市開発(株)及びアミング開発(株)に係る財務諸表、借入れの具体的内容、所有資産及び所有資産処分の具体的内容、役員及び役員の交代に関わる資料の一切を「尼崎都市開発(株)に係る第24～32期の損益計算書、貸借対照表、利益処分案、損益処理案、株主資本等変動計算書」「尼崎都市開発(株)に係る第24～32期の長期借入金の借入先及び借入額、借入れ条件」「尼崎都市開発(株)及びアミング開発(株)所有床一覧(平成22年7月1日現在)」「尼崎都市開発(株)に係る取締役及び監査役(第24～32期)」「アミング開発(株)に係る取締役及び監査役(第3～12期)」として文書を特定した。

尼崎都市開発(株)に係る第24～32期の長期借入金の借入先及び借入額、借入れ条件について長期借入金の借入先及び借入額、借入れ条件は、借入れに関するものであり、事業活動に係る秘密に関する情報であり、実際の借入れにおいては、金融機関毎の個別の協議に基づき融資条件が設定されるものであり、それらが全面的に公開されることになれば、今後の融資協議において、個別の交渉に支障を来し、会社側が求める融資条件での借入れが極めて困難となり、その結果として、会社の経営にも悪影響を及ぼすおそれがあることから条例第7条第3号アに該当すると判断し、不開示としたものである。

文書不存在について

ア 尼崎都市開発(株)に係る平成21年度の財務諸表、借入れの具体的内容、役員及び役員の交代に関わる資料については当該内容を含んだ同社の第33期の事業報告書及び計算書が作成されていなかったため、文書不存在として不開示としたものである。

イ アミング開発(株)に係る平成12～21年度の借入れの具体的内容については、同社が借入れを行っていないため、文書不存在として不開示としたものである。

ウ 尼崎都市開発(株)及びアミング開発(株)に係る所有資産及び所有資産処分の具体的内容については、各社が経営上の観点から、主体的に実施した処分に係る内部事務処理資料であり、実施機関1が保有すべきものではなく、現に実施機関1が所有していないため、文書不存在として不開示としたものである。

請求対象外の内容について

従業員の状況や本店所在地など請求内容以外の情報については、開示する必要はないとの判断により不開示としている。

5 交通局総務課

実施機関2の交通局総務課の不開示理由説明書及び意見聴取時の主張の要旨は、次のとおりである。

交通局総務課は、異議申立人が請求した平成12～21年度の尼崎交通事業振興㈱に係る財務諸表に関わる資料の一切のうち平成18～21年度分を尼崎交通事業振興㈱の損益計算書、貸借対照表及び株主資本等変動計算書が網羅されている決算報告書（平成18～21年度分）として文書を特定した。

平成12～17年度の財務諸表について

尼崎市交通事業振興㈱に係る財務諸表に関わる資料としては、同社の平成12～21年度の決算報告書が該当すると思われるが、当該文書は保存年限が3年と規定している文書に分類されているものであることから文書不存在として、不開示としたものである。

借入れに関する文書について

尼崎市交通事業振興㈱においては、請求のあった期間においては借入れを行っておらず、借入れに関する資料自体が存在しないため、文書不存在として不開示としたものである。

所有資産及び役員の交代等に関する文書について

所有資産及び役員の交代等に関する文書については、尼崎市交通事業振興㈱の出資団体である実施期間2としては保有する必要はないと判断しており、それらに関する文書は保有していないため、文書不存在として不開示としたものである。

なお、所有資産については尼崎市交通事業振興㈱が現実に資産を所有していない状況であり、該当する文書は存在しない。また、役員の交代等に関する資料は、総会の中で役員が代わるというような議案があり、その資料は実施機関2として提出を求めているものではなく、個々の役員が当該会社からもらい、あくまで個人で保存しているものすなわち私文書として存在していても、実施機関2の公文書としては存在していないと考える。

第4 審査委員会の判断

1 判断に当たっての本審査委員会の基本的な考え方

この条例の目的は第1条において「地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を具体化するため、・・・実施機関の保有する情報の一層の公開を図り・・・市民の的確な理解と批判の下にある公正で開かれた行政を推進し、市民による市政への参画を進めるのに資することを目的とする。」とし、条例第7条で「実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない」と公文書の原則開示を規定している。

また、今回の異議申立に係る実施機関1及び実施機関2が行った処分については、本件部分開示決定処分1、本件部分開示決定処分2、本件部分開示決定処分3、本件部分開示決定処分4及び本件部分開示決定処分5に分かれているが、異議申立人の主張は「第2 異議申立ての趣旨及び理由」に記載しているとおり、5つの部分開示決定処分全てに係るものである。

そこで、以下では、異議申立人の主張を考慮しつつ、5つの部分開示決定処分に係る不開示情報

を個別に条例の目的と原則開示とする趣旨と照らすなか、明確かつ合理的な理由をもって不開示情報に該当するといえるのかを判断していくものとする。

なお、本審査委員会は、公文書開示請求に係る開示決定等の妥当性を審査することをその目的としていることから、当該審査を行う上で、検討事項から逸脱すると判断された異議申立人の主張に関しては本審査委員会として、検討は行わない。

2 本件部分開示処分1について

実施機関1の広報担当は、詳しくは「第3 実施機関の主張要旨」内の「1 企画財政局秘書室広報担当」に記載しているが、不開示としている部分は、条例第7条第2号「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）」であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当すること又は条例第7条第3号ア「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当すること又は文書不存在を理由としている。

平成13年度以前の借入の具体的内容に関する情報について

(株)エフエムあまがさきは、尼崎市が出資金の25%を超える出資者となっている外郭団体であったことに加えて、既に清算された法人であることから、法人としての権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは言い難い部分もあるが、事業を営む営利法人であったことには違いがなく、借入の具体的内容である借入先の情報については、借入先の法人にとっては、営利法人であった(株)エフエムあまがさきとの取引情報であることから条例第7条第3号ア(法人等情報)に該当すると判断する。なお、広報担当からの意見聴取時に、平成14年4月1日以降の営業報告書は閲覧に供するとの回答を得たことから、平成14年4月1日(第6期)以降の営業報告書に記載のある「資金調達の状況」のうち借入先の情報は開示していると述べており、不自然さは否めないところであるが、借入先法人の法人情報を斟酌した上での回答であると考え、不開示はやむを得ないものとする。

所有資産及び所有資産処分の具体的内容に関する情報について

(株)エフエムあまがさきの所有資産及び所有資産処分の具体的内容に係る清算決算報告書、清算決算報告書の附属明細書、売掛金回収の明細、資産処分の明細、清算経費の明細、清算貸借対照表・清算財産目録等の文書に記載している個人名、給与関係について、代表清算人や監査役の個人名は確かに条例第7条第2号(個人情報)に該当するが、当該情報は商業登記に記載される情報であり(会社法第928条、同法第911条第3項第17号及び同法第915条)、同条同号アに規定する除外規定「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当すると考えられるため、開示すべきと判断する。ただし、監査役の印影部分については、悪用される可能性を考慮して、条例第7条第4号「公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」に該当するものとして、不開示は妥当とする。

また、給与等の情報については、ひとり分の給与等関係情報を記載、あるいは他の開示情報からひとり分の給与等関係情報を推測することができることから個人が特定される給与等関係情報となるため、条例第7条第2号に該当し、当該情報の不開示は妥当である。

次に、取引先名、債務者名、支払先等に係る情報については、上記「平成13年度以前の借入の具体的内容に関する情報について」に記載している借入先の情報の判断と同様、不開示はやむを得ない。ただし、条例第7条第3号の「国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社」に該当する情報は開示すべきである。

役員に関する情報について

(株)エフエムあまがさきの役員及び役員の交代に関する情報として、議案や株主総会議事録等における取締役や監査役の氏名、役職、担当又は主な職業については、個人情報ではあるが、条例第7条第2号ウ「当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、・・・職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に除外規定があり、尼崎市職員に係る情報についてはこの除外規定に該当するため、開示すべきである。また、尼崎市職員以外の役員についても、商業登記の記載事項であること(会社法第911条第3項第13号、第14号及び第17号並びに同法第915条)から既に公表されている情報であり、条例第7条第2号アに該当する情報であることから、開示すべきと判断する。

一方、取締役や監査役の生年月日や学歴、略歴については、まさしく条例第7条第2号の個人情報に該当することから不開示は妥当である。ただし、略歴については、氏名や役職と同様尼崎市職員又は元職員としての情報については、条例第7条第2号ウに該当することから開示すべきである。なお、元職員としての情報については、尼崎市において、庁外から元職員に関する所属情報等の問合せに対して開示していることから、開示すべきと判断するものである。

取締役等の候補者名簿については、候補者名簿である以上、選任されないことも考慮すると、(株)エフエムあまがさきという事業者の役員候補に挙げられた個人情報として開示すべきでないとも考えられるが、結果として全員が役員に就任しており、選任された役員は開示されているため、前述の選任後の取締役や監査役の情報と同じ判断とする。

取締役会における発言者、清算人情報、監査人情報、出席役員情報などについては商業登記の記載事項(会社法第911条第3項第13号、第14号及び第17号、同法第915条並びに同法第928条)で既に公表されている情報として条例第7条第3号アに該当し、また意見聴取時における広報担当から開示しても差し障りはない旨の発言もあったことから、開示すべきと判断する。しかしながら、報酬額に関する情報については、ひとり分として特定できる部分は個人情報となることから、不開示は妥当と判断する。また、取締役会における主な質疑・意見の内容については、(株)エフエムあまがさきが、出資金の25%を超えて尼崎市が出資している外郭団体であったことや既に清算済みの団体であることを考慮しても、公開を前提とした記録であるとは言い切れず、だれがどのような意見を出したかについては個人情報として保護されるべき情報であると考え余地があるため、不開示は妥当であろう。

臨時株主総会についても、取締役会と同様、発言者、清算人情報、監査人情報、出席役員情報

などについても取締役会のそれと同様の判断である。

文書不存在について

「平成12年度の固定資産取得及び処分並びに減価償却費の明細」については、実施機関1（広報担当）は所有しておらず、文書不存在として不開示としている。実施機関として実際保有していないのであれば、いたし方のないところではあるが、(株)エフエムあまがさきは、尼崎市が職員を役員として派遣して人的にも経営に関わっていた法人でもあり、その過程で当該役職員が保有した文書は、尼崎市の公務に関わる文書として取得、保有、管理、保存すべき文書と解される。そうした観点から適正な文書管理を求められるものである。

3 本件部分開示処分2について

実施機関1の産業振興課の主張は、詳しくは「第3 実施機関の主張要旨」内の「2 産業経済局産業振興課」に記載しているが、不開示としている部分は、条例第7条第2号又は同条第3号アに該当すること又は請求対象外であること又は文書不存在を理由としている。

株式に関する情報

株主を開示すると、株主が(株)エーリックという会社の株を保有していることが公表されてしまうことになり、株主が個人の場合は条例第7条第2号（個人情報）に該当し、株主が法人の場合には一種の取引情報あるいは事業情報に係る部分と考えられるため、条例第7条第3号ア（法人等情報）に該当する。また、(株)エーリックにとっても営利企業であるうへは、株主名を公表されると、企業として事業に支障をきたすおそれがあるため、条例第7条第3号ア（法人等情報）に該当することから、株主名の不開示は妥当である。ただし、地方公共団体や独立行政法人等に該当する法人は条例第7条第3号に規定のある法人情報の除外規定に該当するものであるから当該法人の株主名は開示とする。

従業員に関する情報

従業員に関する情報については、開示請求事項でなく、開示する文書にたまたま掲載されているだけなので、マスキングをただけであると意見聴取時に産業振興課は説明している。請求されていない情報が、開示文書に存在しているから、その部分を不開示にすべきかどうかについては、請求されていないからといって不開示と即断すべきではない。(株)エーリックが尼崎市の外郭団体であり、広い意味では、財務上あるいは財務の中に従業員に関することも含まれると考えられるので、請求されている対象情報に含まれる、あるいは請求の趣旨に関わる情報だという見方もできるので、本審査委員会としては開示すべきものと判断する。

ただし、従業員の情報には、人数や年齢に関する情報が含まれ、例えば従業員数が1に対し、平均年齢が表示されている場合は、個人を特定した年齢を表すことになり、条例第7条第2号（個人情報）に該当するため、このような表示箇所については、不開示とすべきであるが、そうとはならないあるいは単なる平均年齢を表している部分は開示すべきである。

追加提出文書

実施機関が開示した以外の文書で、保有が確認できたため追加提出された文書については、以下のとおり判断する。

ア 役員に関する情報

取締役候補者及び監査役候補者の生年月日及び略歴は個人情報であり、条例第7条第2号に該当し、不開示とする。ただし、略歴については、尼崎市職員、他の自治体職員及び元職員としての情報については、条例第7条第2号ウに該当することから開示すべきである。なお、元職員としての情報については、前述のとおり、尼崎市において、庁外から元職員に関する所属情報等の問合せに対して開示していることから、開示すべきと判断するものである。また、取締役候補者が全員取締役となった場合の現職は、すでに公になっているため開示する。

イ 取締役、監査役及び会計監査人の報酬に関する情報について

役員数が1人の場合は、役員報酬としてその額を表すと当該役員個人の収入額が明らかになり、条例第7条第2号（個人情報）に該当するため不開示とする。2人の場合においても概ね額が推測される可能性があることから、個人情報に該当するおそれがあるため、不開示とする。さらには、合計など他の情報により個人が特定される報酬となる箇所についても個人情報に該当するものとして、不開示とする。それ以外の情報は開示すべきである。

(5) 文書不存在について

「所有資産及び所有資産処分の具体的内容」については、管理監督機関として実施機関1が保有すべきものに該当しないと判断に基づき、実施機関1（産業振興課）は所有していないため、文書不存在として不開示としたものである。実施機関として実際に保有していないのであれば、いたし方のないところではあるが、(株)エーリックは、尼崎市が職員を役員として派遣し、人的にも経営に関わっている法人でもあり、その過程で当該職員が保有した文書は私文書としては認め難く、尼崎市の公務に関わる文書として取得、保有、管理、保存すべき文書と解される。会社の重要な資産の処分等については、取締役会等の資料として提出される可能性もあることから、今後はそうした観点から適正な文書管理を求められるところである。

4 本件部分開示処分3について

実施機関1のしごと支援課の主張は、詳しくは「第3 実施機関の主張要旨」内の「3 産業経済局しごと支援課」に記載しているが、不開示としている部分は、条例第7条第2号又は同条第3号アに該当することを理由としている。

役員に関する情報について

役員に関する情報について、しごと支援課が不開示としている情報は、生年月日、住所及び略歴であるが、これらの項目はまさしく個人情報であり、条例第7条第2号に該当し、不開示は妥当である。ただし、略歴については、尼崎市職員又は元職員としての情報については、条例第7条第2号ウに該当することから開示すべきである。なお、元職員としての情報については、前述のとおり、尼崎市において、庁外から元職員に関する所属情報等の問合せに対して開示していることから、開示すべきと判断するものである。

監査役の報酬に関する情報について

監査役の報酬に関する情報について、しごと支援課が不開示としている部分は、監査役が1人

である場合の支給額である。この部分は個人が特定される報酬となることから、条例第7条第2号（個人情報）に該当することから不開示は妥当である。

5 本件部分開示処分4について

実施機関1の再開発調整担当の主張は、詳しくは「第3 実施機関の主張要旨」内の「4 都市整備局再開発調整担当」に記載しているが、不開示としている部分は、条例第7条第3号アに該当すること又は請求対象外であること又は文書不存在を理由としている。

尼崎都市開発㈱

ア 借入先に関する情報

借入先の情報については、借入先の法人にとっては、営利法人である尼崎都市開発㈱との取引情報であることから条例第7条第3号ア（法人等情報）に該当するため、不開示は妥当である。ただし、地方公共団体や独立行政法人等に該当する法人は条例第7条第3号に規定のある法人情報の除外規定に該当するものであるから当該法人の株主名は開示すべきである。

イ 従業員に関する情報

従業員に関する情報については、開示請求事項でなく、開示する文書にたまたま掲載されているだけなので、マスキングをただけであると意見聴取時に再開発調整担当は説明しているが、この件については、前述の「3 本件部分開示処分2」の「従業員に関する情報」と同様であり、同じ判断とする。

ウ 文書不存在について

本件請求内容に合致する一部として、第33期の事業報告書及び計算書が推測されるが、当該文書については、請求時点では作成されておらず、再開発調整担当で公文書として入手した時点で追加開示する旨を意見聴取時に述べており、審査途上に追加提出を受けたものである。不開示となっている借入先の情報については、上記「尼崎都市開発㈱」内の「ア 借入先に関する情報」と同様の判断とする。

アミング開発㈱

ア 借入先に関する情報

アミング開発㈱に係る平成12～21年度の借入れの具体的内容については、同社が借入れを行っていないため、文書不存在として不開示とした決定は妥当である。

イ 請求対象外の情報について

事業所に関する情報、従業員に関する情報、株式に関する情報、役員報酬に関する情報、会計監査法人に関する情報等については、本件請求対象外の情報として不開示にしているが、「3 本件部分開示処分2について」内の「従業員の情報について」と同様、直接的には請求されていない情報であっても、広い意味では、請求されている対象情報に含まれる、あるいは請求の趣旨に関わる情報だという見方をして、本審査委員会の判断を行う。

(ア) 事業所に関する情報や注意書き等

事業所に関する情報や注意書きについては、何れも不開示にすべき内容ではないため、開

示すべきである。

(イ) 従業員に関する情報

「 尼崎都市開発㈱」内の「イ 従業員に関する情報」と同様とする。

(ロ) 株式に関する情報

「 3 本件部分開示処理 2 」内の「 株式に関する情報」と同様とする。

(ハ) 役員報酬に関する情報

役員数が 1 人の場合は、役員報酬としてその額を表すと当該役員個人の収入額が明らかになり、条例第 7 条第 2 号（個人情報）に該当するため不開示は妥当とする。2 人の場合においても概ね額が推測される可能性があることから、個人情報に該当するおそれがあるため、不開示は妥当とする。さらには、合計など他の情報により個人が特定される報酬となる箇所についても個人情報に該当するものとして、不開示は妥当とする。それ以外の情報は開示すべきである。

(ニ) 会計監査法人に関する情報

会計監査人の名称は、登記事項である（会社法第 911 条第 3 項第 18 号）ため既に公表されている情報として開示すべきである。

報酬等の額は会計監査法人にとっては、取引に関する情報となり、条例第 7 条第 3 号アに該当することから不開示は妥当である。

尼崎都市開発㈱及びアミング開発㈱に係る所有資産及び所有資産処分の具体的内容を示す文書当該文書は、各社が経営上の観点から、主体的に実施した処分に係る内部事務処理資料であり、実施機関 1 が保有すべきものではないとの判断に基づき、実施機関 1（再開発調整担当）は所有していないため、文書不存在として不開示としたものである。実施機関として実際に保有していないのであれば、いたし方のないところではあるが、尼崎都市開発㈱及びアミング開発㈱は、尼崎市が職員を役員として派遣し、人的にも経営に関わっている法人でもあり、その過程で当該職員が保有した文書は私文書としては認め難く、尼崎市の公務に関わる文書として取得、保有、管理、保存すべき文書と解される。会社の重要な資産の処分等については、取締役会等の資料として提出される可能性もあることから、今後はそうした観点から適正な文書管理を求められるところである。

6 本件部分開示処分 5 について

実施機関 2 の交通局総務課の主張は、詳しくは「第 3 実施機関の主張要旨」内の「5 交通局総務課」に記載しているが、不開示としている部分は、文書不存在を理由としている。

財務諸表と役員及び役員の交代に関わる資料について

審査委員会における審査途上で、交通局職員を兼ねて尼崎交通事業振興㈱の取締役等に就くものが、取締役個人として所有している文書があることが判明し、追加提出を受けた。当該文書については、実施機関 2 が出資者としての立場で、人的関与もしていることを考えれば当該個人所有の文書は、尼崎市の株主としての出資に関わる市の公務の一環で取得したものである。よって、

本審査委員会としては、実施機関2において、開示請求に応えるべく再考を勧めるものである。

所有資産及び所有資産処分の具体的内容」を示す文書について

当該文書は、尼崎交通事業(株)の出資団体である実施機関2として保有する必要はないと判断しており、実施機関2（交通局総務課）が所有していないため、文書不存在として不開示としたものである。実施機関として実際に保有していないのであれば、いたし方のないところではあるが、尼崎交通振興(株)は、尼崎市交通局が職員を役員として派遣し、人的にも経営に関わっている法人でもあり、その過程で当該職員が保有した文書は私文書としては認め難く、尼崎市交通局の公務に関わる文書として取得、保有、管理、保存すべき文書と解される。会社の重要な資産の処分等については、取締役会等の資料として提出される可能性もあることから、今後はそうした観点から適正な文書管理を求められるところである。

借入れに関する文書について

尼崎市交通事業振興(株)においては、請求のあった期間においては借入れを行っておらず、借入れに関する資料自体が存在しないため、文書不存在として不開示とした決定は妥当である。

6 結論

上記の理由により、本審査委員会は、「第1 本審査委員会の結論」に記載のとおり答申する。

なお、本件については、尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会条例第8条第1項の規定に基づき、本審査委員会の第2部会において審議を行ったものである。

以上

(参考)

審査経過

	審査経過
平成22年9月22日	・ 諮問書を受理
平成22年11月4日	・ 審査委員会第2部会に付託
平成22年11月19日	・ 審議
平成22年12月28日	・ 異議申立人の意見陳述 ・ 実施機関から意見聴取 ・ 審議
平成23年1月13日	・ 実施機関から意見聴取 ・ 審議
平成23年2月22日	・ 審議
平成23年3月10日	・ 審議
平成23年3月30日	・ 審議
平成23年4月19日	・ 審議
平成23年5月9日	・ 審議
平成23年6月6日	・ 審議
平成23年6月30日	・ 審議
平成23年8月25日	・ 答申

審査委員会第2部会委員名簿

氏名	現職	備考
米丸 恒治	神戸大学大学院法学研究科教授	部会長
石橋 伸子	弁護士 (神戸シティ法律事務所)	
坂本 勝	龍谷大学政策学部教授	